

令和5年度
姫路市地域包括支援センター
運営事業委託法人公募要領

令和4年8月
姫路市地域包括支援課

<目 次>

I. 公募の概要	p1
1. 公募の趣旨(目的)	
2. 令和5年度以降の地域包括支援センターの配置方針	
3. 業務内容	
4. 募集する箇所及び応募条件	
5. 委託期間等	
6. 応募資格	
7. 応募申込の取消	
II. 応募・選定等のスケジュール	p5
1. 公募実施に係るスケジュール	
2. 引継ぎ・新法人の業務開始までのスケジュール等(予定)	
III. 応募方法等	p6
1. 質問の受付及び回答	
2. 応募エントリーの手続き	
3. 応募書類の提出	
IV. 選定方法等	p8
1. 審査及び受託候補者の特定方法	
2. 審査基準	
3. その他	
V. 留意事項	p8
1. 受託候補者の決定等	
2. 選定結果の通知	
VI. 提出及び問合せ先	p8
VII. ホームページ掲載資料	p9

I. 公募の概要

1. 公募の趣旨(目的)

地域包括支援センター(以下「センター」という。)は、介護保険法に基づき、高齢者の介護・福祉・権利擁護・介護予防など様々な相談を受けて総合的に支援する地域包括ケアシステム構築の中核を担う機関です。市では、平成19年度から、社会福祉法人等に委託し、現在、市内 23 か所にセンターを設置しています。委託事業者(以下「受託者」という。)については、5年ごとに見直しをしており、公募により令和5年度から受託者の選定を行うものです。

2. 令和5年度以降のセンターの配置方針

(1) 現在の担当区域をそのままとし、23か所に設置します。

(2) 公共施設への設置について

市の方針として、入居可能な公共施設があれば、できるだけ公共施設内での設置を進める方針としています。令和5年度は公共施設内に設置するセンターは14か所です。なお、令和6年度以降も引き続き、適した公共施設があれば随時、公共施設内への設置を進めていきます。

(3) 準基幹地域包括支援センターを引き続き設置します。(非公募)

(4) 今後のセンターの見直しは、高齢者に対する継続的な支援の確保を考慮し、5年ごとを目途に行うことを基本とします。

3. 業務内容

業務内容の詳細については、別紙1「姫路市地域包括支援センター運営事業に関する仕様書」とおりです。なお、令和4年度の委託仕様書に基づく内容となっており、令和5年度の委託仕様書については、別紙1の内容から変更することがあります。

4. 募集する箇所及び設置要件

(1) 募集箇所及び担当区域ごとの要件

下表のうち、センターコードA～Sの19か所について募集します。

準基幹a、b、c、dについては公募しません。

※基本職員及び認知症担当職員の要件については別紙1「地域包括支援センター運営事業に関する仕様書」の4ページの「職員等の配置について」を参照してください。

センターコード	センターの名称	担当区域(小学校区)	要件	基本職員必要人数	認知症担当職員必要人数
A	白鷺・琴陵	白鷺・船場・城西	担当区域内にセンターを設置できること	4名 各職種1名以上	1名
準基幹a	城乾・東光	城乾・野里・城東・東	公募しません	5名 何れか2職種は各2名配置し、残り1職種は1名	1名
B	山陽	城陽・手柄・荒川	担当区域内にセンターを設置できること	5名 何れか2職種は各2名配置し、残り1職種は1名	1名
C	高岡	高岡・高岡西	担当区域内にセンターを設置できること	3名 各職種1名	1名
D	安室	安室・安室東	担当区域内にセンターを設置できること	4名 各職種1名以上	1名
E	花田・城山	花田・谷外・谷内	担当区域内にセンターを設置できること	3名 各職種1名	1名
F	四郷・東	四郷・御国野・別所	<u>東保健福祉サービスセンター内にセンターを設置できること</u>	4名 各職種1名以上	1名
G	書写・林田	曾左・峰相・林田・伊勢	担当区域内にセンターを設置できること	4名 各職種1名以上	1名
H	大白書	青山・白鳥・太市	<u>西保健福祉サービスセンター内にセンターを設置できること</u>	3名 各職種1名	1名
I	灘	八木・白浜・糸引	<u>灘保健福祉サービスセンター内にセンターを設置できること</u>	4名 各職種1名以上	1名

J	大的	的形・大塩	<u>大的市民センター内にセンターを設置できること</u>	3名	各職種1名	1名
K	飾磨西	津田・英賀保	<u>飾磨保健福祉サービスセンター内にセンターを設置できること</u>	4名	各職種1名以上	1名
準基幹b	飾磨	妻鹿・高浜・飾磨	公募しません	4名	各職種1名以上	1名
L	大津	大津・南大津・大津茂	担当区域内にセンターを設置できること	4名	各職種1名以上	1名
準基幹c	広畑	八幡・広畑・広畑第二	公募しません	5名	何れか2職種は各2名配置し、残り1職種は1名	1名
M	朝日	旭陽・勝原・余部	担当区域内にセンターを設置できること	4名	各職種1名以上	1名
N	網干	網干・網干西	<u>網干保健福祉サービスセンター内にセンターを設置できること</u>	3名	各職種1名	1名
O	増位・広嶺	水上・増位・城北・広峰	担当区域内にセンターを設置できること	5名	何れか2職種は各2名配置し、残り1職種は1名	1名
準基幹d	北	山田・船津・豊富・砥堀	公募しません	4名	各職種1名以上	1名
P	香寺	香呂・香呂南・中寺	<u>香寺事務所内にセンターを設置できること</u>	4名	各職種1名以上	1名
Q	夢前	置塩・古知・前之庄・筋野・上菅・菅生	<u>夢前事務所内にセンターを設置できること</u>	4名	各職種1名以上	1名
R	安富	安富南・安富北	<u>安富事務所内にセンターを設置できること</u>	2名	保健師等1名とその他の2職種のうち1名	1名
S	家島	家島・坊勢	<u>家島保健福祉サービスセンター内にセンターを設置できること</u>	2名	保健師等1名とその他の2職種のうち1名	1名

(2) その他

- ① ひとつの法人が複数区域に応募することは可能です。ただし、応募する各担当区域の基本職員及び認知症担当職員必要数の合計数の確保が見込めることを条件とします。
- ② 複数区域に応募する場合は、区域ごとに応募書類の提出が必要です。
- ③ 応募する区域について、法人及び事業所の所在地との位置関係は問いません。
- ④ 本市では、入居可能な公共施設があれば、センターをできるだけ公共施設内に設置する方針です。センターコードA、B、C、D、E、G、L、M、Oの区域については、適した公共施設があれば、次項5で定める委託期間内であっても、市と協議のうえ、市の施設内に移転していただきます。
- ⑤ センターコードA、B、C、D、E、G、L、M、Oの区域については、開設法人において、法人事業所内等にセンターを設置していただく必要があります。

※ 法人事業所内等に設置する場合の設備基準等は、「姫路市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例」及び「指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について(平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号)」を参照してください。

5. 委託期間等

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(5年間)を予定しています。なお、契約は単年度で、毎年度姫路市議会の予算議決が必要です。

また、委託期間中、各センターの運営状況については、毎年度評価、総括し、問題があった場合は、姫路市地域ケア推進協議会の審議を経て、契約を更新しないこともありえます。

6. 応募資格

介護保険法施行規則第140条の67に規定する包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人で、次に掲げる要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 応募する担当区域内に地域包括支援センターを設置できること。
- (2) 介護保険法第115条の22第2項の規定に該当しないこと(=指定介護予防支援事業者として指定してはならない基準)。
- (3) 姫路市内において介護保険サービスを提供する事業所を有し、介護保険サービスの提供実績があること。
- (4) 応募法人及び役員が、過去5年以内に介護保険サービス等に関し不正または著しく不当な行為をした者でないこと。
- (5) 介護保険法上の勧告を受けている場合、応募申込日(「Ⅲ. 応募方法等」の「3. 応募書類の提出」による書類を提出した日。以下同じ。)において、当該勧告にかかる改善が完了していること。また、介護保険法上の改善命令を受けている場合、応募申込日において当該命令に対する改善が完了していること。
- (6) 姫路市入札参加資格制限基準(平成25年3月25日制定)に該当しないこと。
- (7) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱(平成25年4月1日制定。)第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (8) 競争入札の参加資格等について(平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。)第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、「213 事務委託」の業種及び「006 福祉サービス」の詳細業種について競争入札に参加する資格を有している、又は令和5年4月1日までに競争入札に参加する資格を有する見込みであること。(業者登録名簿に登録されていることの確認方法や手続きについては別紙6をご覧ください。)
- (9) 姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
- (10) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。)がなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (11) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

7. 応募申込の取消

応募した法人が応募書類の受付締切日以降、選定の日までの間に、次のいずれに該当した場合は、応募

申請を抹消し、選定審査対象から除外します。

- (1) 姫路市地域包括支援センター運営事業委託法人公募要領に違反した場合
- (2) 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者またはその関係者が直接または間接に本市職員等と接触をもった場合
- (3) その他、以下に掲げる行為があった場合
 - ① 応募書類に虚偽があった場合
 - ② その他の不正な行為があるとき
 - ③ 提出方法及び提出期限に適合しないとき
 - ④ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき

Ⅱ. 応募・選定等のスケジュール

1. 公募実施に係るスケジュール(日程はすべて令和4年)

内容	日程	備考
説明会	8月17日(水) 10:00～	総合福祉会館5階 第1会議室
質問受付	8月17日(水)13:00 ～8月24日(水)23:59	
質問回答 ・地域包括支援課ホームページに掲載	8月26日(金) 15:00以降	ホームページのシステムの都合上、左記の時間より遅くなる場合があります。
応募エントリー受付	8月17日(水)13:00 ～8月31日(水)23:59	<u>エントリーをしていない法人は応募を受け付けませんので注意してください。</u>
応募書類の提出・受付	8月18日(木) ～9月30日(金) (土日祝日を除く) 9:00～17:00	・12:00～13:00 は受付しません。 ・開設を希望する法人の職員が地域包括支援課まで持参又は郵送してください。
書類審査	10月～11月下旬(予定)	
選考結果発表	12月中旬(予定)	選考結果は地域包括支援課ホームページに掲載します。
新旧開設法人による引継事務開始	12月中旬(予定)	別途説明会を開催する予定です。
開設	令和5年4月1日	新たに受託するセンターについては、指定介護予防支援事業所の指定が必要となります。

※ スケジュールは予定であり、今後変更する可能性があります。変更の場合、地域包括支援課ホームページでお知らせしますので、適宜ご確認ください。

2. 引継ぎ・新法人の業務開始までのスケジュール(予定)

日程		内容
令和4年	12月中旬～	<ul style="list-style-type: none"> ◆設置関連の諸手続き <ul style="list-style-type: none"> *地域包括支援センター設置申請、介護予防支援事業所指定申請、国保連合会への届出など ◆介護予防支援業務にかかる準備行為 <ul style="list-style-type: none"> *利用者・居宅介護支援事業者との介護予防支援契約の再契約 ◆校区・民協など地域住民等への周知・説明など ◆職員研修・業務引継ぎ <ul style="list-style-type: none"> *包括的支援業務全般、個別支援ケース等引継ぎ、その他、地域包括支援センター全体で取り組む活動など
令和5年	3月末日	旧法人のセンターの廃止
	4月1日	新法人のセンターの開所

(1) 事業開始まで

受託候補者は、令和5年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、以下の①から⑤までの準備を行ってください。ただし、研修会参加や準備に要する全ての経費については受託候補者が負担してください。

- ① 事業計画やマニュアルの策定、業務の引継ぎ、職員研修等の配置準備等
- ② 介護サービス事業者・医療機関、民生委員、地域関係者等への挨拶によるネットワークの引継ぎ等
- ③ 継続的に見守りを行っている高齢者への挨拶による引継ぎ等
- ④ パソコン設置等の執務環境の準備、個人情報保護規定の作成等の管理上の準備
- ⑤ 業務に必要な研修への参加など、業務の開始にあたって必要な事項

(2) 運営期間終了時の引継ぎ業務

次期受託候補者を選定した結果、現受託者とは異なる者が受託候補者となった場合、利用者の利便性が損なわれないよう必要な措置を講じ円滑な引継ぎに努めてください。

運営法人の交代があった場合は、事業継承にあたっては以下の事項に留意し、効率的かつ円滑に委託業務の引き継ぎを行ってください。

- ① 現在利用中の利用者には十分な説明を行い、サービス提供に支障が出ないようにすること。
- ② 委託業務の実施にあたっては、関係機関と緊密な連携を図ること。
- ③ 新委託先法人は、委託業務の引き継ぎに関する計画を作成し、旧委託先法人との間で、業務や利用者等について十分な期間引き継ぎを行うこと

Ⅲ. 応募方法等

1. 質問の受付及び回答

法人からの公募に関する質問を、電子申請にて受け付けます。

URL <https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1657519120068>

(1) 受付期限：令和4年8月24日(水)午後11時59分まで

(締め切り以降の個別相談等は、公正性を期すため受け付けません。)

(2) 電話やFAX、窓口での口頭の質問は受け付けません。

(3) 質問への回答は、ホームページにて公表します(8月26日(金)午後3時以降公表予定)。

(4) 応募状況や他の応募者に関する情報等、法令等により確認できる事項については回答しません。

2. 応募エントリーの手続き

応募に当たっては、必ず、下記 URL にアクセスし、応募する意思表示を行ってください。

URL <https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1657524149236>

受付期間 令和4年8月17日(水)午後1時から8月31日(水)午後11時59分まで

※エントリーしていない法人は応募を受け付けませんので注意してください。

3. 応募書類の提出

次の方法により応募書類を提出してください。

(1) 提出書類

「別紙2 提出書類一覧表」の書類を提出してください。ファイルへの綴じ方など欄外の注意事項を確認してください。

※「1 誓約書」「2 地域包括支援センター運営業務委託法人の公募に係る提案書」の様式は、地域包括支援課ホームページの「地域包括支援センターのご案内」のページに掲載しますので、ダウンロードしてご利用ください。

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000021810.html>

※「2 地域包括支援センター運営業務委託法人の公募に係る提案書」の作成にあたっては、「別紙1 地域包括支援センター運営事業に関する仕様書」、「別紙3 予防プラン状況(介護予防支援・介護予防ケアマネジメント件数)」、「別紙4 日常生活圏域の状況」、「別紙5 審査基準」を確認してください。

(2) 提出部数

1部

なお、「2 地域包括支援センター運営業務委託法人の公募に係る提案書」の電子データ(CD-Rに限る)も添付してください。(別添③-1、別添③-2については電子データは不要。)

(3) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確認できるものによってください。

(4) 提出場所

地域包括支援課(総合福祉会2階)

(5) 提出期間

令和4年8月18日(木)午前9時から9月30日(金)午後5時まで

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとしています。必ず事前に、電話により項番VIに示す担当者と調整してください。郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後5時必着としています。あらかじめ項番VIに示す担当者へ郵送した旨、連絡してください。

(6) その他 提出にあたっての留意事項

ア 提出された書類は、理由の如何を問わず、返却しません。

イ 提出後の書類の追加、変更は認めません。

ウ 応募状況等の問い合わせ、提出書類内容の確認について受け付けません。

エ 書類提出の費用は、応募者の負担とします。

IV. 選定方法等

1. 審査及び受託候補者の特定方法

- (1) 審査は、Ⅲで提出のあった応募書類を審査基準に基づき評価し、応募者ごとに総合評価点を算出する方法で行います。
- (2) 評価は、姫路市地域ケア推進協議会において実施します。
- (3) 審査の過程において、応募書類に係る質問及びヒアリングは実施しません。
- (4) 審査の結果、総合評価点の最も高い応募者を受託候補者とします。
- (5) 受託候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、その2者の応募書類について、大項目ごとに相対評価し、結果多くの項目で評価が高かった者を受託候補者とします。

2. 審査基準

「別紙5 審査基準」のとおり

3. その他

- (1) 応募者が1者の場合でも、応募書類の審査を実施します。

V. 留意事項

1. 受託候補者の決定等

- (1) 応募がない場合又は受託候補者が決定しなかった場合は、再度公募を行うことがあります。
- (2) 受託候補者が決定された後に辞退した場合は、次点の法人を繰り上げて受託候補者とする場合があります。
- (3) 受託候補者が決定された後に辞退した場合は、次年度以降の地域包括支援センター開設申出の応募対象から除外するなど不利益を科す場合があります。
- (4) 応募者自身の得点については通知しますが、審査内容や順位等に関する問合せ、異議等については回答しません。

2. 選定結果の通知

(1) 選定結果の公表

受託候補者の決定後、応募状況、選定した法人名、大項目点数等を本市のホームページで公表します。(令和4年12月中を予定)なお、受託候補者以外の法人(次点を含む)については、応募法人を特定できる情報は公表しません。

(2) 契約の締結

本市は、令和5年度予算の成立ののち、見積書の提出を受け、令和5年4月1日付で委託契約を締結する予定です。なお、契約までの間に、本業務を委託することが著しく不相当と認められた事情が生じたときは、委託契約を締結しない場合もあります。

VI. 提出及び問い合わせ先

姫路市健康福祉局長寿社会支援部地域包括支援課(担当:福田、中川)

〒670-0955 姫路市安田三丁目1番地 総合福祉会館2階

電話:(079)221-2853 FAX:(079)240-5890

e-mail:chiikihoukatu@city.himeji.lg.jp

VII. ホームページ掲載資料

- ・公募要領

- 別紙1 地域包括支援センター運営事業に関する仕様書
- 別紙2 提出書類一覧表
- 別紙3 予防プラン状況（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント件数）
- 別紙4 日常生活圏域の状況
- 別紙5 審査基準
- 別紙6 業者登録の確認方法

- ・誓約書（様式）

- ・地域包括支援センター運営業務委託法人の公募に係る提案書（様式）
提案書 ①から⑤及び別添③-1、③-2